

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成22年9月3日
【事業年度】	第116期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）
【会社名】	神東塗料株式会社
【英訳名】	SHINTO PAINT COMPANY, LIMITED
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 宮脇一郎
【本店の所在の場所】	兵庫県尼崎市南塚口町六丁目10番73号
【電話番号】	大阪06(6426)3355(代表)
【事務連絡者氏名】	企画・経理室部長 村野義博
【最寄りの連絡場所】	兵庫県尼崎市南塚口町六丁目10番73号
【電話番号】	大阪06(6426)3355(代表)
【事務連絡者氏名】	企画・経理室部長 村野義博
【縦覧に供する場所】	神東塗料株式会社本社（東京） （東京都江東区新木場四丁目3番17号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成22年6月29日に提出いたしました第116期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況等

(1) コーポレート・ガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

企業統治の体制

当社は、監査役設置会社であります。また、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制の構築を図るため、取締役の任期は1年としています。現在の経営体制は、取締役8名であります。

取締役会は、法令、定款及び取締役会規定の定めにより、経営上の重要事項について意思決定するとともに、各取締役の業務執行を監督、監視しております。

<以下省略>

<省略>

社外取締役及び社外監査役の状況

当社の社外取締役は1名で、デュポンアジアパシフィックリミテッドの出身であります。当社とデュポンアジアパシフィックリミテッドの間には、特別の関係はありません。

当社の社外監査役は2名で、いずれも住友化学株式会社の出身であります。住友化学株式会社は当社の筆頭株主であります。

社外取締役及び社外監査役は、一定の客観性、独立性をもって経営に対する監督を行うこととする一方で、これまでの職歴、経験、知識等を生かして、当社に対して実効性ある監督が必要であることも考慮し、これらの状況を総合的に判断することにより、社外取締役及び社外監査役の独立性について配慮することとしております。

~ <省略>

(訂正後)

企業統治の体制

当社は、監査役設置会社であります。また、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制の構築を図るため、取締役の任期は1年としています。現在の経営体制は、取締役8名であります。当社の取締役は18名以内とする旨を定款で定めております。取締役会は、法令、定款及び取締役会規定の定めにより、経営上の重要事項について意思決定するとともに、各取締役の業務執行を監督、監視しております。

<以下省略>

<省略>

社外取締役及び社外監査役の状況

当社の社外取締役は1名であります。また、社外監査役は2名であります。

紙谷忠幸氏は当社の社外取締役であります。同氏は、長年にわたりデュポン株式会社の要職にあり、その経歴を通じて培った経験、知識等を生かして、経営全般について大局的な観点からの意見、助言を行っていただくため就任いただいております。

また、同氏は、大阪証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員としております。

なお、同氏の出身であるデュポン株式会社と当社との間には、特別の関係はありません。

伊藤雄二氏は当社の社外監査役であります。同氏は、住友化学株式会社の経理部門担当役員を歴任するなど、財務及び会計に関する知見とその経歴を通じて培った経験、知識等を生かして、客観的な立場から経営の監督とチェックを行っていただくため就任いただいております。

高田文生氏は当社の社外監査役であります。同氏は、長年にわたり住友化学株式会社の要職にあり、その経歴を通じて培った経験、知識等を生かして、客観的な立場から経営の監督とチェックを行っていただくため就任いただいております。

伊藤雄二氏は、前記「5 「役員状況」の「所有株式数」欄に記載の数の当社株式を保有しておりますが、上記以外に、当社と社外取締役及び社外監査役との間に、人的関係、資本的関係、取引関係、その他特別な利害関係はありません。

なお、伊藤雄二、高田文生両氏の出身である住友化学株式会社は、当社の筆頭株主であります。

社外取締役及び社外監査役は、一定の客観性、独立性をもって経営に対する監督を行うこととする一方で、これまでの職歴、経験、知識等を生かして、当社に対して実効性ある監督が必要であることも考慮し、これらの状況を総合的に判断することにより、社外取締役及び社外監査役の独立性について配慮することとしております。

~ <省略>

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。

また、取締役の選任については、累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款で定めております。これにより株主への利益配当をはじめとした剰余金の配当等を機動的に実施することを目的とするものであります。また、当社は会社法第459条第1項に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き株主総会の決議において行わない旨を定款に定めております。

取締役等の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。